

# \* 記帳・決算・申告事務のお知らせ！

川 辺 町 商 工 会

商工会では、会員の皆様から委託をうけて記帳継続支援（記帳機械化）事業を実施し、企業経営の合理化のためパソコンによる「記帳機械化システム」や「確定申告システム」を活用して、正規の簿記（複式簿記）による記帳を積極的に取り組んでいただけるよう、記帳から決算・申告の事務をお手伝いしています。

なお、記帳継続支援を申し込み継続されます事業所は商工会にて「記帳継続支援申込書兼記帳事務委託書」を記入の上、お申込み下さい。



## \* 指 導 手 数 料

記帳継続支援（記帳機械化）事業による指導手数料の徴収基準は、下表のとおりとする。

区 分		金 額 (消費税及び地方消費税相当額を含む)		備 考
記 帳 関 係	イ、記帳事務代行	記帳機械化代行の5割増の額		指定伝票(記帳データ)提出が、 <u>1月末日を経過</u> した月分は、月額の5割増の額とし、 <u>2月末日を経過</u> した月分は、更に月額の5割増の額を加算し徴収できるものとする。
	ロ、記帳機械化代行	月次処理	4,000円/月	
		決算処理	月次1ヶ月分	
		再処理	月次月数分	
	ハ、記帳機械化 自主記帳	みんなの青色申告	2,000円/月	バージョンアップ代を含む。 指定伝票(記帳データ)提出が、 <u>2月20日(商工会の休日に当たる場合は翌営業日)を経過</u> した月分は、月額の5割増の額を加算し徴収できるものとする。
		会計王	3,000円/月	
		決算処理	月次1ヶ月分	
	ニ、決算支援	決算処理	3,000円/年	減価償却費計算を含む。
	ホ、税務支援	所得税申告処理	3,000円/年	
		消費税申告処理	3,000円/年	

\* 商工会運営規約第49条（手数料：別表4）に定める。

\* 手数料徴収要領を別に定めて、**年2回徴収**。

\* 記帳機械化の伝票（出納帳・振替帳）、ファイル代は、その都度「現金」での販売となりますので、宜しくお願いします。

〔伝票1枚；5円、ファイル1冊；500円〕